

# 令和5年度 静岡県立吉原高等学校いじめ防止基本方針

## 第1章 いじめの防止等の基本的な事項

### 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき静岡県立吉原高等学校（以下本校と称す）におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定めます。また、学校評価において取組目標及び成果目標を位置づけるものとし、ホームページ等で公表するとともに、入学時、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明します。

この基本方針を定めることにより、教職員がいじめを個人で抱え込まず組織として一貫した対応に繋げるものとします。

### 2 いじめ防止対策に関する学校評価における取組目標及び成果目標

学校経営計画に「いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応するため、組織づくりに取り組む。」を取り組み目標とし、「いじめアンケート実施年3回」「人間関係づくりプログラムの実践年1回」「各学年長期欠席生徒の減少」「教育相談日より発行学期2回」を成果目標に達成状況を評価します。

### 3 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。

#### 4 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものと考えなければなりません。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。

いじめを見てはやし立てたり面白がったりする「観衆」としての生徒がいたり、周りで見て見ぬ振りをして「傍観者」として関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要があります。

#### 5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応を行います。いじめを生まない環境をつくるために、未然防止に取り組みます。

(1) いじめを未然に防止します

(2) いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていきます。

心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていきます。

学校における「居場所づくり」、「絆作り」をします。

(3) 「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

### 第2章

#### 1 組織の設置

学校が組織的にいじめの問題に取り組み、中核的な役割を担う組織として、いじめ対応委員会を設置します。最終的にはこの委員会に情報が集約され、その他の分掌、委員会はこのいじめ対応委員会の指示のもとにその役割を果たします。

(1) 構成員

ア 副校長・教頭 イ 生徒指導主事 ウ 学年主任 エ 相談室担当 オ 養護教諭

必要に応じて学級担任・部活動顧問等の該当生徒に関係の深い教職員を追加し、外部専門家に協力を求めます。いじめ防止のための研修を計画する場合は、研修課長を加えることもできます。

(2) 役割

ア いじめを未然に防止するための取組方針の企画立案及び年間計画の作成、未然防止の推進など、学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証を定期的に行います。

イ いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議します。

ウ いじめの相談・通報の情報を収集・記録・共有・集約し、いじめの事実確認をします。

エ いじめ防止のための指導や対応方針を決定します。

オ いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援を行います。

カ いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。

キ 重大事態への対応を県教育委員会の指示の下に行います。

本校を調査主体とした場合

- ・重大事態の調査組織を設置します。
- ・調査組織により事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に情報を適切に提供します。
- ・調査結果を県教育委員会に報告します。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を行います。

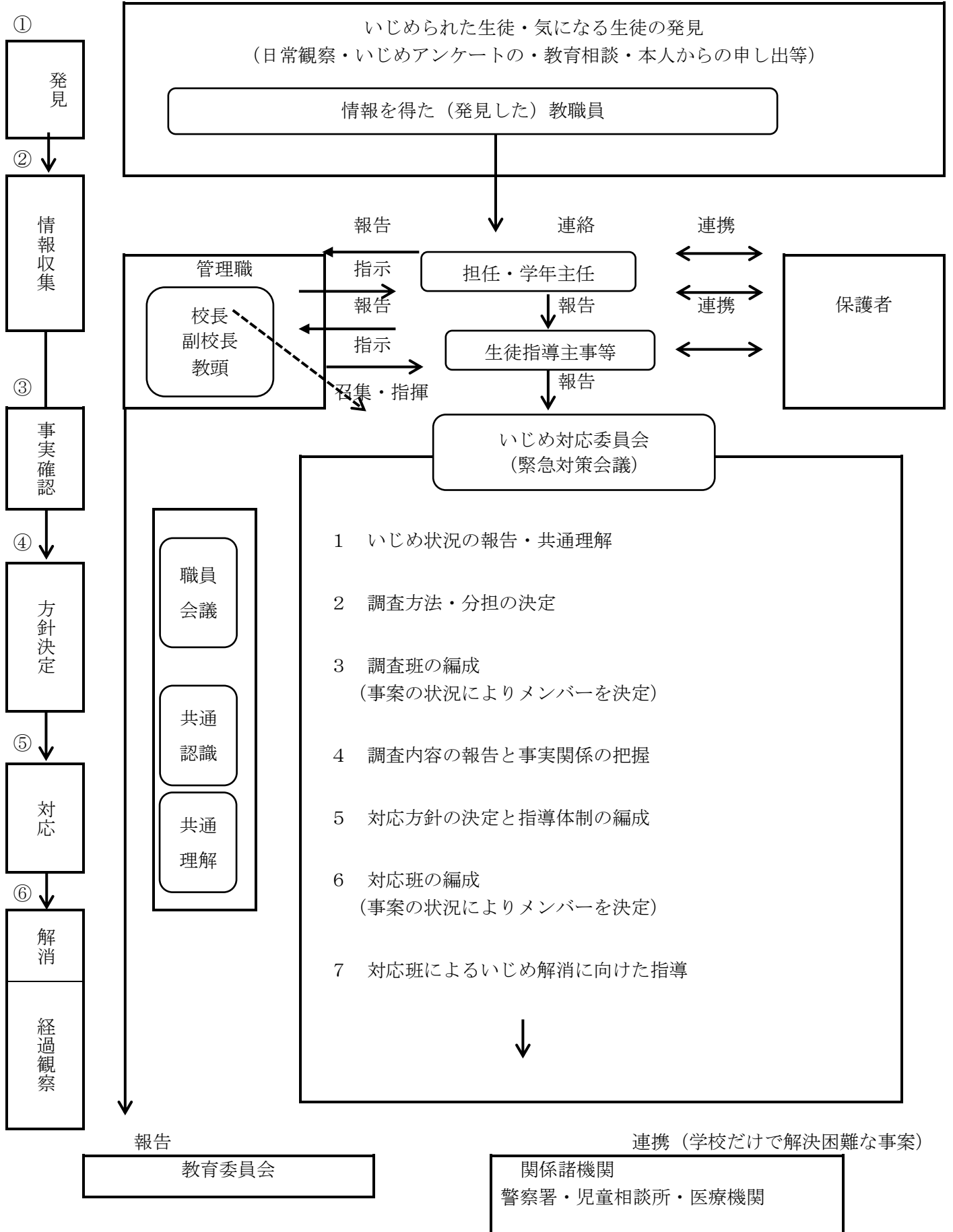
ク 教職員と共通理解の意識啓発を行います。教職員の資質能力向上のための校内研修の実施を指示します。

ケ 教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施を指示します。その実施計画の進捗状況のチェックや各取組の有効性の検証を行います。

コ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と必要に応じて、意識啓発や意見聴取のための取り組みを企画することを関係分掌に指示します。

サ 「学校基本方針」は PDCA サイクルを使用して見直します。

(3) いじめが起きた場合の組織的な対応



### 第3章 いじめの防止

#### 1 未然防止のための対策

##### (1) 道徳教育等の推進

思いやりなどの豊かな心や規範意識、社会性を育み、良好な人間関係を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

##### (2) 生徒による自主的な活動の設定

HR活動や生徒会活動等を通じ、生徒が自主的にいじめについて考える機会や生徒自らが互いを認めあえる人間関係作りの場を設けます。1年生は人間関係のトラブルが起きやすい1学期当初を中心に、2・3年生は年間を通じ計画します。

##### (3) 保護者等との連携保護者や地域に対して、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう依頼します。地区会において、いじめ問題について協議する機会を設けます。

##### (4) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に支援が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

##### (5) 教職員の研修

いじめに関する事例研究などの研修を計画的に行います。

##### (6) 対策の検証・評価

対策の検証・評価をPDCAサイクルの視点で行います。

## 第4章 いじめの早期発見

### 1 いじめの早期発見のための方法と迅速な対応

いじめの早期発見のために、いじめを訴えやすい機会や場を作ります。生徒や保護者、地域住民からの訴えを受け止め、いじめの有無を確認し、その対応を図ります。生徒の小さな変化に気づくように努め、気づいた情報を共有し、速やかに対応します。

#### (1) 早期発見のための措置

生徒の実態把握を行うため、日常的な観察を前提に以下の方策を行います。

- ア 生徒の一部グループで隠語が使用されていないかを注視します。
- イ 定期的なアンケート調査をします。
- ウ 面接週間に際し、HR担任によるいじめの実態把握をします。
- エ 「24時間いじめ相談ダイヤル」(「0570-0-78310」(なやみ言おう))を周知します。

#### (2) 相談体制の整備

生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。いじめの相談を受けた場合には、家庭と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

- ア 相談室との連携をします。
- イ カウンセラーとの連携をします。

※年間計画は6頁を参照

## 第5章 いじめに対する措置

### 1 早期の事実確認と県教委への報告

生徒からいじめの相談を受け、いじめの実態があると思われる場合には、早期に事実確認を行います。いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告します。

#### (1) 事実確認の担当

事実確認は状況に応じ次の担当が行います。

- ア HR担任(副担任)    イ 相談室担当    ウ 養護教諭    エ 部活動顧問    オ 生徒課担当

#### (2) 組織的な対応

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、教職員間で情報を共有し、組織的に対応します。

#### (3) 被害生徒への支援

いじめを受けた生徒への支援を必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て行います。

#### (4) 加害生徒への指導

- ア いじめの行為を行うに至った経過や気持ちなどをいじている生徒から聴き取り、周囲の生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止策を講じます。必要に応じて相談室と連携します。

ウ いじめを行った生徒には、必要に応じて、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で一定期間学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにします。いじめを行った生徒に対して教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えます。

エ 加害生徒に対する指導、助言を継続的に行います。

#### (5) 保護者対応

ア 被害生徒の保護者にいじめの状況を迅速に連絡します。

イ いじめを受けた生徒の保護者に対する支援を行います。

ウ いじめを行った生徒の保護者に対する指導、助言を教育的配慮のもとで継続的に行います。

エ 保護者と情報を共有し、いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないようにします。

#### (6) 関係機関等との連携

ア 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立しておきます。

イ いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。特にいじめが犯罪行為として認識される内容である場合は、必ず警察に相談し、連携して対応を図ります。犯罪行為に当たる場合とは、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときで、その場合は、直ちに警察へ通報するなど、連携を迅速に行います。

ウ 必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めます。

#### (7) 関係する学級（学年、部活動）への指導・支援

いじめが起きた集団やいじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。年間計画に位置づけられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時のHR活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。

#### (8) いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、以下の2点が満たされていること。

① いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常に注意深く観察する。

## 第6章 重大事態への対処

### 1 重大事態の認知

#### (1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ 生徒が自殺を企図した場合。
- ウ 精神性の疾患を発症した場合。
- エ 身体に重大な傷害を負った場合。
- オ 金銭を奪い取られた場合等。
- カ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- キ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

#### (2) 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、校長は県教育委員会にその内容を報告します。

#### (3) 調査組織による調査

- ア 県教育委員会の判断のもと、速やかに校内に対応組織を設けます。  
※県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられます。
- イ 事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするため調査を行います。その際、公平性・中立性を確保するようにし、因果関係の特定を急がないように留意します。
- ウ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。
- エ 調査の提供を行う場合、県教育委員会から必要な指導及び支援を受けます。
- オ 調査結果を県教育委員会に報告します。

#### (4) 被害生徒・保護者への情報提供

- ア 情報の提供を行う場合、県教育委員会から必要な指導及び支援を受けます。
- イ いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

#### (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を行います。

#### (6) 報道対応

- ア 個人情報保護の配慮をし、正確で一貫した情報提供を行います。
- イ 初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。



ウ 自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意（倫理観を持った取材等）が必要です。WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にします。 ※以上の「いじめ防止基本方針の概要」に関し、不明な点があれば吉原高等学校教頭までお問い合わせください。

	教職員の取組	生徒への指導			保護者との連携					
未然防止	<p>①生徒が自己有用感を持てる「心の居場所づくり」の取組を行う。</p> <p>②「いじめはいけない」、「何がいじめなのか」を生徒に理解させ、人権意識の高揚を図る。</p> <p>③基礎的な学力を身につける「授業づくり」と各自が認められているという実感を持つ「集団づくり」を工夫し、いじめへとエスカレートすることのない学校づくりをする。</p>	<p>①互いに認め合える人間関係をつくりだすようにする。</p> <p>②自己有用感の獲得（他人の役に立っている、他人から認められている）。</p> <p>③いじめ問題は自分たちの問題として受け止めるようにし、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。</p>			<p>①PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。</p>					
早期発見	<p>①生徒が日頃から気楽に相談できる環境をつくる。</p> <p>②生徒のささいな変化に気づく。（表情・理由のはっきりしない遅刻・欠席・落ち着かない・グループをつくる時いつも最後まで残る）</p> <p>③気づいた情報を確実に共有する。（（生徒→）教員→管理職・学年主任→生徒課長）</p> <p>④気づいた情報に基づき速やかに対応する。</p> <p>⑤いじめ対応組織が、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。</p>	<p>①面接週間で必ずいじめについて話を聞く。有無だけでなく、人権侵害に当たる絶対に許されない行為であることを話す。</p> <p>②いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。</p>			<p>①家庭で気になった様子があれば担任に連絡してもらおう。保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。</p> <p>②保護者がいじめに気づいたとき、すぐに学校へ連絡できるように、保護者との信頼関係を築いておく。</p>					
早期対応	<p>①校長がいじめ対応組織を召集し、その後の対応を迅速に図る。</p> <p>②いじめ対応組織が中心となって以下の対応をする。</p> <p>（ア）正確な情報収集</p> <p>（イ）指導体制、方針の決定</p> <p>（ウ）生徒への指導・支援</p> <p>（エ）保護者との連携</p> <p>（オ）今後の対応</p> <p>③校長が県教育委員会に報告する。</p>	<p>①いじめられた生徒や、いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所や時間等に注意する。</p> <p>②事実確認をする際には、いじめられた生徒だけでなくいじている生徒と周囲の生徒にも事実確認をする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>いじめられた側</th> <th>いじめた側</th> <th>周囲の生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>①徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。</p> <p>②本人の意向を汲みながら、プラン（別室登校・登下校方法）を作成。</p> <p>③心のケアや休み時間の安全確保。</p> </td> <td> <p>①事態の深刻さを認識させ、いじめは許されないことを伝える。</p> <p>②安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させる。</p> <p>③いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的な立ち直りに向けた指導を行う。</p> </td> <td> <p>①はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのはいじめと同じだということを理解させる。</p> <p>②勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおす。</p> <p>③必要に応じHR、学年、全校で再発防止の指導を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	いじめられた側	いじめた側	周囲の生徒	<p>①徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。</p> <p>②本人の意向を汲みながら、プラン（別室登校・登下校方法）を作成。</p> <p>③心のケアや休み時間の安全確保。</p>	<p>①事態の深刻さを認識させ、いじめは許されないことを伝える。</p> <p>②安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させる。</p> <p>③いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的な立ち直りに向けた指導を行う。</p>	<p>①はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのはいじめと同じだということを理解させる。</p> <p>②勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおす。</p> <p>③必要に応じHR、学年、全校で再発防止の指導を行う。</p>	<p>①迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒の保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、家庭での様子を聞き、連携する。</p> <p>②指導方針と具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。</p> <p>③解決後も定期的に学校の様子を保護者に報告する。</p>
いじめられた側	いじめた側	周囲の生徒								
<p>①徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。</p> <p>②本人の意向を汲みながら、プラン（別室登校・登下校方法）を作成。</p> <p>③心のケアや休み時間の安全確保。</p>	<p>①事態の深刻さを認識させ、いじめは許されないことを伝える。</p> <p>②安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させる。</p> <p>③いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的な立ち直りに向けた指導を行う。</p>	<p>①はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのはいじめと同じだということを理解させる。</p> <p>②勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおす。</p> <p>③必要に応じHR、学年、全校で再発防止の指導を行う。</p>								

（令和5年4月1日改定）